

## 令和2年度「那賀町地域おこし協力隊員」1次募集要項

徳島県那賀町では、都市地域に在住する、意欲的に地域おこし活動を実施できる人材を積極的に受け入れることにより、町の活性化に必要な施策を推進するため、次のとおり「那賀町地域おこし協力隊員」を募集します。

### 1. 募集人員

【募集人数】 那賀町地域おこし協力隊員 4名

【募集区分】

(1)「鷺敷地区担当隊員」	1名
(2)「相生地区担当隊員」	2名
(3)「木頭地区担当隊員」	1名

### 2. 業務概要

那賀町の設置する「那賀町地域おこし協力隊」の隊員として着任し、関係団体、町職員、町民等と連携しながら、次に掲げる活動を行っていただきます。

#### (1) 鷺敷地区担当隊員 定員1名

【勤務地（住所）】

那賀町役場 にぎわい推進課（徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1）

【活動エリア】

鷺敷地区を中心とする那賀町内全域（694.86 km<sup>2</sup>）

【業務内容】

##### ① カフェ運営に関する活動（固定型・フレックス）定員1名

那賀町道の駅鷺の里（第21番札所・太龍寺 ロープウェイ駅舎併設）のテナント（約15坪）でテイクアウトもできるカフェの開業・運営に関する活動をしていただきます。遍路客が年間7万人訪れる観光施設内での開業・運営となります。食品にはなるべく地元食材を使用し、地元食材の新たな側面もPRしてください。また、SNSなどの広報活動も業務に含まれています。

#### (2) 相生地区担当隊員 定員2名

【勤務地（住所）】

那賀町役場 相生支所（徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 31番地1）

那賀町役場 農業振興課（徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 31番地1）

【活動エリア】

相生地区を中心とする那賀町内全域（694.86 km<sup>2</sup>）

【業務内容】

##### ① 那賀町商工会に従事する活動（固定型・フレックス）定員1名

那賀町で民泊事業をはじめたい隊員の募集をします。活動内容には、民泊を始めるための準備だけではなく、那賀町商工会事業にも従事していただきます。那賀町商工会事業の中でも特に魅力ある“新たな地域料理”の開発事業を商工会員とともに行っていただきます。また、SNSなどの広報活動も業務に含まれています。

#### ② 農業振興に関する活動（固定型）定員1名

農業後継者として花きの栽培を習得することを目的とした活動をしていただきます。活動内容には、花きの栽培を学ぶだけではなく生産部会が実施する生産拡大事業等への支援、那賀町産花きを広く知ってもらうための推進活動も含まれています。

### (3) 木頭地区担当隊員 定員1名

#### 【勤務地（住所）】

那賀町役場 木頭支所地域振興室（徳島県那賀郡那賀町木頭出原字マエダ 34 番地）

山村留学センター結遊館（徳島県那賀町木頭北川棚ノ奈路 53 番地）

#### 【活動エリア】

木頭地区を中心とする那賀町内全域 (694.86 km<sup>2</sup>)

#### 【業務内容】

#### ① 子どもと地域を結ぶ活動（固定型・フレックス）定員1名

山村留学センター結遊館では、那賀町立木頭小学校に山村留学している都市部から来た子どもたちが、山村での暮らしの中なら学ぶ活動をおこなっています。野外遊びや地域の人たちとのコミュニケーションを通じて、都市部で失われつつある自然や人とのつながりを子どもたちと共に体得できるような普段の活動や対外的に募集する週末イベントの企画・運営などを行っていきます。また、SNSなどの広報活動も業務に含まれています。

### 3. 応募条件（諸要件）

#### 【住所要件】

現在、三大都市圏又は地方都市等（過疎 山村振興 離島振興 半島振興などの地域に該当しない市町村 一部例外地域があります）に居住し、住民票を那賀町に移動し居住できる方

#### 【年齢】

(1) 鷲敷地区担当隊員《18歳以上 45歳以下》

(2) 相生地区担当隊員《18歳以上 45歳以下》

(3) 木頭地区担当隊員《18歳以上 50歳以下》

上記の年齢は、令和2年4月1日における満年齢です。

#### 【募集対象】

・現在、都市地域等（※）に居住し住民登録しており、隊員として採用後は那賀町内に住民票を移すことができる方

・普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方

・積極的に地域社会に溶け込み、活動を共にできる方

・地域住民や行政と十分にコミュニケーションが図れ、地域づくり活動に理解と熱意があり積極的に活動できる方

・メールやインターネットなど一般的なパソコン操作ができる方

・自ら情報を収集、分析し、問題意識を持って企画、実践できる方

- ・地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (※) 条件不利地域(過疎地域自立促進特別法(平成 12 年法律第 15 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)及び半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)に指定された地域)以外の地域のこと

#### 4. 応募条件(期待する要素)

##### (1) 鷲敷地区担当隊員

###### 〈期待する要素〉

- ・地域課題や関連する事業内容について、問題意識を持って自発的に行動できる方
- ・体験型ワークショップやインターンシップ、地域マネジメント等に興味がある方
- ・SNS 等を活用し、多様な主体に情報発信・情報交換できる方
- ・体験型ワークショップやイベント出展等を積極的に実施できる方
- ・補助金申請等の事務的業務に取り組める方
- ・子どもからお年寄りまで、人とのコミュニケーションが好きな方

##### (2) 相生地区担当隊員

###### 〈期待する要素〉

- ・地域課題や関連する事業内容について、問題意識を持って自発的に行動できる方
- ・体験型ワークショップやインターンシップ、地域マネジメント等に興味がある方
- ・SNS 等を活用し、多様な主体に情報発信・情報交換できる方
- ・体験型ワークショップやイベント出展等を積極的に実施できる方
- ・一次産業から六次産業含め林業、農業に興味がある方、もしくは経験者の方で地域内起業(後継者)を目指している方
- ・補助金申請等の事務的業務に取り組める方
- ・子どもからお年寄りまで、人とのコミュニケーションが好きな方

##### (3) 木頭地区担当隊員

###### 〈期待する要素〉

- ・地域が抱える課題を発見し、その解決に向けて問題意識を持って自発的に行動できる方
- ・SNS 等を活用し、多様な主体に情報発信・情報交換できる方
- ・体験型ワークショップやイベント出展等を積極的に実施できる方
- ・補助金申請等の事務的業務に取り組める方
- ・子どもからお年寄りまで、人とのコミュニケーションが好きな方

#### 5. 活動体験、または現隊員との事前交流

募集に際して、希望される方には受入団体での活動体験、または現隊員との事前交流を次のとおり実施します。

##### (1) 期間

- 1: 令和元年 6 月 3 日(月)から令和元年 10 月 15 日(火)までの希望日(短日)
- 2: 令和元年 6 月 3 日(月)から令和元年 10 月 15 日(火)までの希望日のうち連続する 2 泊 3 日以上の希望日

(活動体験受入団体、または現隊員の都合によりご希望に添えない場合があります)  
(活動体験及び事前交流にかかる費用は、すべて参加者の負担となります)

(2) 活動体験可能団体

・那賀町役場にぎわい推進課 ・那賀町商工会 ・花き農家 ・結遊館

(3) 事前交流受入隊員

・川島隊員【木頭地区配属】(山道などを整備し木頭地区で活動)  
・江頭一晃隊員【木沢地区配属】(遊休農地を解消し農業活動を実施)

(4) お申込等

「那賀町地域おこし協力隊活動体験申込書」、または「那賀町地域おこし協力隊員との事前交流申込書」に必要事項をご記入の上、ファクシミリまたはEメールにて巻末記載の【お申し込み・お問合せ先】までお送り下さい。後日、希望団体または地域おこし協力隊員と調整し連絡をさせていただきます。

## 6. 応募受付期間

令和元年5月31日(金)～令和元年10月31日(木) 17:00 ※必着

## 7. 応募方法

次の(1)～(5)について、(6)の申込先宛までご郵送ください。

(1) 履歴書(市販のもの) 1部

【記入上の注意】

- ・応募動機、携帯電話以外のメールアドレスを必ず記入してください。
- ・顔写真を貼付してください。
- ・職務経歴書は必要に応じて添付してください。
- ・自己PRを別紙(A4判横書き)で添付することができます。
- ・連絡先の住所、電話番号(必ず本人と連絡の取れる電話番号)を明記してください。

(2) 小論文 1部

【様式】A4判横書き 1,500字以上 2,000字以内

【テーマ】

希望する担当業務(業務のうち第3希望まで)を明記の上、その業務に関し、応募者ご自身がどのように貢献できるか、簡潔に記述してください。

(3) 住民票 1部

(4) 納税証明書 1部

(5) 返信用封筒 1通

A4判が入る封筒に住所と氏名をご記入の上、120円切手を貼付してください。

(6) 申込先

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1

那賀町まち・ひと・しごと戦略課「那賀町地域おこし協力隊運営事務局」

## 8. 選考方法

### (1) 第一次選考（書類選考）

書類選考の上、令和元年11月下旬に選考結果を応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第二次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、令和元年12月上旬に面接（現地：徳島県那賀町）を行います。詳細な日時・場所等は、第1次選考結果を通知する際にお知らせいたします。選考結果（採用決定通知）は、令和元年12月下旬に文書で通知します。

- ・応募にかかる経費（書類申請・面接）は、すべて応募者の負担となります。
- ・選考の経過及び結果についてのお問合せには応じられませんので、予めご了承ください。
- ・不合格者の応募書類は、すべてご本人に返送いたします。

## 9. 採用形態等

「固定型」または、「フレックスタイム型」のどちらかを選択していただきます。なお、継続採用時に再度選択することができます。

### 【固定型】

待遇	内容
採用形態・身分	那賀町臨時職員（地方公務員）として、那賀町長が辞令を交付します。
雇用期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日（令和5年・3月末）まで延長があります。ただし、毎年3月末に報告会を行い、継続採用について判断します）
給与	月額15万円（年1回の賞与あり）
手当等	住居手当、通勤手当あり。その他の手当なし
勤務時間	週38時間45分。1日につき7時間45分。標準的には午前8時30分から午後5時15分とし（12時から13時まで休憩時間）、時間外勤務については振替可能
有給休暇	年12日のほか、夏季休暇として3日あり
社会保険等	初年度より健康保険、厚生年金、雇用保険に加入
その他	活動に必要なパソコン等の物品貸与可能。活動に必要な実費負担あり。町営住宅等住居の紹介あり

### 【フレックスタイム型】

待遇	内容
採用形態・身分	那賀町非常勤嘱託職員として那賀町長が委嘱します。
委嘱期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日（令和5年・3月末）まで延長があります。ただし、毎年3月末に報告会を行い、継続採用について判断します）
報酬等	月額9万3千円～11万6千円
勤務時間	月12日間（約93時間）～15日間（約116時間）（協議により決定）
有給休暇	年6日～12日
社会保険等	2年目から健康保険、厚生年金、雇用保険に加入

その他

活動に必要なパソコン等の物品貸与可能。活動に必要な実費負担あり。町営住宅等住居の紹介あり

## 10. その他

- ・ 募集に関するお問合せは、メール又はファクシミリで行ってください。お電話でのお問合せは対応できかねますのでご了承下さい。
- ・ お問合せに対する回答は、質問者に直接メールまたはファクシミリで回答いたします。
- ・ 那賀町の概要や、那賀町地域おこし協力隊等の移住交流に関する情報については、下記ページをご参照ください。

【那賀町公式 HP】 <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>

※那賀町の概要、アクセス方法や町の実施する施策については、こちらを参考にしてください。

【那賀町移住交流支援センターHP】 <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/iju/house/>

※那賀町の「移住・交流」に関する情報を発信するメインページです。

【那賀町移住交流支援センターfacebook】 <https://www.facebook.com/nakaiju>

※那賀町の「移住・交流」に関わる方々の交流のためのページです。

【那賀町地域おこし協力隊 facebook】 <https://www.facebook.com/nakaokoshi>

※那賀町の「地域おこし協力隊」の活動を紹介しているページです。

【山村留学センター結遊館 HP】 <https://yuyukan.net/>

※那賀町木頭北川地区にある「山村留学センター結遊館」のホームページです。

【那賀町商工会 HP】 <http://ec.shokokai.or.jp/cmsdb/cm06010/index/?ken=36&block=32>

※「那賀町商工会」のホームページです。

【清流と森のナカ】 <http://i-naka.jp/>

※那賀町観光協会が運営する観光協会のホームページです。

【那賀町観光協会 Instagram】 <https://www.instagram.com/naka.kanko/>

※那賀町観光協会が運営するインスタグラムです。

【那賀町観光協会 facebook】 <https://www.facebook.com/nakacho.kanko.kyokai>

※那賀町の「観光」に関わる方々の交流のためのページです。

【那賀町観光協会 twitter】 [https://twitter.com/Nakacho\\_TA](https://twitter.com/Nakacho_TA)

※那賀町観光協会が運営するツイッターです。

### 【お申し込み・お問合せ先】

那賀町まち・ひと・しごと戦略課「那賀町地域おこし協力隊運営事務局」(担当：堤・澤井)

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1

Tel : 0884-62-1184 Fax: 0884-62-1177

E-mail: [senryaku@naka.i-tokushima.jp](mailto:senryaku@naka.i-tokushima.jp)

URL : <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/iju/>

## 那賀町地域おこし協力隊活動体験申込書

様式 1

### 那賀町地域おこし協力隊活動体験及び 那賀町地域おこし協力隊員との事前交流申込書 共通事項記入表

体験希望日	
ふりがな 氏 名	
住 所	〒
携帯電話番号	
e-mailアドレス	
自宅FAX番号	

※ご記入いただきました個人情報は、活動体験管理以外には使用いたしません。

※移動及び活動中における事故等には、責任を負いかねますことをご了承下さい。

※活動体験、または現隊員との事前交流に係る経費につきましては、全て自己負担となります。

※活動体験、または現隊員との事前交流へのお申し込みは、様式1「共通事項記入表」と様式2「那賀町地域おこし協力隊活動体験希望表」、または様式3「那賀町地域おこし協力隊員との事前交流希望表」に必要事項をご記入の上、下記の宛先までお送り下さい。後日、希望団体または地域おこし協力隊員と調整し連絡をさせていただきます。

※上記以外の団体及び施設においても見学等は可能ですので、お気軽にご相談下さい。

活動体験及び現隊員との事前交流申し込み先

那賀町まち・ひと・しごと戦略課「那賀町地域おこし協力隊運営事務局」（担当：堤・澤井）

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1

Tel : 0884-62-1184 Fax : 0884-62-1177

E-mail : senryaku@naka.i-tokushima.jp

様式 2

那賀町地域おこし協力隊活動体験希望表

<p>希望団体 (希望する団体を○で囲んで 下さい 複数可)</p>	<p>活動体験希望日時  (令和元年 6 月 3 日～令和元年 10 月 15 日)</p>	
<p>(1)【鷺敷地区】  那賀町役場 にぎわい推進課</p>	<p>平成 年 月 日  時 分から</p>	<p>平成 年 月 日  時 分まで</p>
<p>(1)【相生地区】  那賀町商工会</p>	<p>平成 年 月 日  時 分から</p>	<p>平成 年 月 日  時 分まで</p>
<p>(2)【相生地区】  花き農家</p>	<p>平成 年 月 日  時 分から</p>	<p>平成 年 月 日  時 分まで</p>
<p>(3)【木頭地区】  結遊館</p>	<p>平成 年 月 日  時 分から</p>	<p>平成 年 月 日  時 分まで</p>

※「各団体での活動体験」を希望される方は、こちらの表を使用してください。



様式 3

那賀町地域おこし協力隊員との事前交流希望表

<p>隊員名</p> <p>(隊員名を○で囲んで下さい。複数可)</p>	<p>交流希望日時</p> <p>(令和元年 6 月 3 日～令和元年 10 月 15 日)</p>
<p>【木頭地区担当】</p> <p>川島隊員</p>	<p>平成 年 月 日      平成 年 月 日</p> <p>時 分から                      時 分まで</p>
<p>【木沢地区担当】</p> <p>江頭隊員</p>	<p>平成 年 月 日      平成 年 月 日</p> <p>時 分から                      時 分まで</p>

※「現協力隊員との事前交流」を希望される方は、こちらの表を使用してください。